

令和5年度 クマ類保護及び管理に関する検討会（第2回）

議事概要

日時：令和6年1月9日（火）10:00～12:30

場所：環境省第3会議室（合同庁舎5号館19階）

■検討委員（五十音順・敬称略）

大井 徹	石川県立大学 生物資源環境学部 環境科学科 特任教授
小池 伸介	東京農工大学大学院グローバルイノベーション研究院 教授
近藤 麻実	秋田県生活環境部自然保護課 主任
佐藤 喜和	酪農学園大学 農食環境学群環境共生学類 教授
澤田 誠吾	島根県西部農林水産振興センター県央事務所 林業部 主幹
山崎 晃司	東京農業大学 地域環境科学部 森林総合科学科 教授
横山 真弓	兵庫県立大学自然・環境科学研究所 教授

■関係団体

一般社団法人大日本猟友会	会長 佐々木 洋平
北海道農業協同組合中央会 JA 総合支援部	部長 沼田 光弘 (web)
公益財団法人知床財団	保護管理事業係長 金川 晃大 (web)
公益財団法人日本自然保護協会 生物多様性保全部	部長 出島誠一 (web)
NPO 法人ピッキオ	代表 楠部 真也 (web)

■オブザーバー

農林水産省農村振興局農村政策部鳥獣対策・農村環境課鳥獣対策室	室長 阿部 尚人 (web)
	課長補佐 谷川 智雄 (web)
林野庁森林整備部研究指導課森林保護対策室	室長 竹内 学 (web)
	課長補佐 山下 広 (web)
国有林野部経営企画課国有林野生態系保全部	室長 森山 昌人 (web)
	課長補佐 森 美映子 (web)
	森林鳥獣害対策指導官 高麗 泰行 (web)
警察庁生活安全局保安課 理事官	渡辺 和巳 (web)
	課長補佐 中渕 恵太郎 (web)

■ 環境省

自然環境局長		白石 隆夫
大臣官房審議官		堀上 勝 (web)
自然環境局野生生物課 課長		中澤 圭一
自然環境局野生生物課鳥獣保護管理室	室長	宇賀神 知則
	室長補佐	村上 靖典
	室長補佐	佐宗 等征
	室長補佐	大川 瑛子

■ 事務局

一般財団法人自然環境研究センター	研究主幹	黒崎 敏文
	主任研究員	澤邊 佳彦
	主任研究員	小林 喬子
	主任研究員	林 優季
	研究員	山田 志穂
	研究員	菊池 しゅき

■ 議事

- (1) 関係団体からの報告（一般社団法人大日本猟友会、北海道農業協同組合中央会、公益財団法人日本自然保護協会、公益財団法人知床財団、NPO 法人ピッキオ）
- (2) クマ類による被害防止に向けた論点整理について
- (3) その他

■ 配付資料

出席者名簿

- 資料 1 - 1 一般社団法人大日本猟友会 発表資料
- 資料 1 - 2 北海道農業協同組合中央会 発表資料
- 資料 1 - 3 公益財団法人日本自然保護協会 発表資料
- 資料 1 - 4 公益財団法人知床財団 発表資料
- 資料 1 - 5 NPO 法人ピッキオ 発表資料
- 資料 2 クマ類による被害防止に向けた論点整理
- 参考資料 1 クマ類保護及び管理に関する検討会開催要綱
- 参考資料 2 クマ類の生息状況、被害状況等について（途中経過）

■ 議事概要

【資料 1-1 一般社団法人大日本猟友会発表資料】

一般社団法人大日本猟友会より資料 1-1 について説明

(大井委員)

市街地出没時の現場対応として、事前に連絡会議等で警察との連携体制を確保し、役割分担だけでなく現場を仕切る人をはじめとする命令系統を明確にする必要がある。捕獲の現場では止め刺しや放獣といった危険を伴う作業があると思うが、その際の安全確保について隊員への指導等はしているのか。

(大日本猟友会)

- クマの出没があった際に、現場対応する隊員については、各市町村の猟友会支部の中で決めている。しかし、隊員の高齢化もあり、若手人材の確保が難しい。また、箱わなでの止め刺しは危険も伴うことから、空気銃を用いるように隊員に指導している。訓練とまではいかないが、普段から対応方針の共有と情報の交換を地区猟友会で行っている。今後、必要であれば組織的な対応体制を組みたいと思う。

(大井委員)

- 捕獲者の安全、人員確保のためにも技術向上に向けた取り組みをして欲しい。

(横山委員)

- 人材確保について、現場ごとに市町村単位で猟友会の支部が設置してあると思うが、今後は市町村境を越えて連携する必要があると思う。そこで、県猟単位で組織体制を作っていく方が地域の要望に応えられると思うが、県猟単位で連携、指導をしていくことは可能か。

(大日本猟友会)

- 今後は、県猟がリーダーシップをとっていく方が良いと思っている。しかし、緊急を要する場合は、県猟では現場への迅速な対応が難しいといった課題がある。また、有害捕獲は市町村の縄張り意識もあることから、考え方についての指導も必要になるだろう。今後は、関連組織や隣接市町村との連携が必要になると思う。

(山崎座長)

- 猟友会の会員数も減っているため、今後は横断的な協働が出来たらよい。市街地での発砲について環境省からの意見はあるか。

(環境省)

- 重要な課題だと捉えており、今後、関係省庁で迅速な検討を進めていきたいと思う。

【資料 1-2 北海道農業協同組合中央会発表資料】

北海道農業協同組合中央会より資料 1-2 について説明

(佐藤委員)

- 今後、ヒグマによる農業被害の防止が必要になってくると思うが、JA ではどのような指導をしているのか。また、今後、鳥獣被害対策に関する専門人材を雇用する可能性は

あるか。

(北海道農業協同組合)

- 被害防止は JA としても重要視しているが、JA 単独ではなく、市町村との連携が必要だと考えており、捕獲に関する調整を行いながら連携を進めている。また、専門人材については雇用体制を確保するには至っておらず、農地における電気柵の設置等の侵入防止対策も取り組んでいるが思うように進んでいないのが現状である。今後は、体制構築に向けた基盤整備が必要である。国や道からの支援が充実するとよい。

(横山委員)

- 今後、個体数が増え続けると防除だけでは被害が防ぎきれない状況になると思う。北海道ではヒグマの個体数が 1990 年に比べて約 2 倍に増加したと示されているが、何年頃の個体数レベルであればヒグマを管理し共存が図れていたか教えてほしい。

(北海道農業協同組合)

- 数字で答えるのは難しいが、以前はここまでの農業被害はなく、被害が増加したのはここ数年だと実感している。ヒグマが農地へ出てくるようになったのは、農村部の人口が減ったことによって、人の生活圏とヒグマの生息地との境界が曖昧になったためだと考えている。なお、ヒグマとの共存とは基本的にすみ分けだと考えている。

(横山委員)

- 数年前くらいという感覚で理解した。

【資料 1-3 公益財団法人日本自然保護協会発表資料】

公益財団法人日本自然保護協会より資料 1-3 について説明

(大井委員)

- 20 枚目のスライドに記載されている管理強化及び保護対策への検討については同意である。13 枚目のスライドについて、地域の意識調査では一般市民を対象にしているようだが、林業関係者によるクマ剥ぎ被害に対する意識調査しているか。

(自然保護協会)

- 林業関係者への個別調査はしていない。ただし、クマ剥ぎ被害が深刻化しているという状況は聞いていないため、現場でそれほど深刻な問題ではなさそうである。

(佐藤委員)

- 四国のツキノワグマは、40 年近く人為的な死亡が発生していないにも関わらず個体数の増加はみられていない。そのためこのままの状態を継続しても生息状況の回復は難しいため、今後は補強等の検討が必要になると思う。国としては、四国山地地域個体群を「希少鳥獣」に指定し、「希少鳥獣保護計画」の策定による保護施策の充実を是非検討をしてもらいたい。
- これまで、地域住民の関心が薄かった中で、普及啓発の取り組みの成果としてツキノワグマへの認識の向上がみられているという話だが、木頭地区の住民にツキノワグマに対する印象の変化等はみられるか。

(日本自然保護協会)

- 今年度は全国的にクマに関する問題が多い中で、木頭地区では今年も「クマ祭り」をしようという意見があった。現在の状況でもこのような意見が出てくることは、クマとの共存へ向けた意識が向上している結果だと実感している。

【資料 1-4 公益財団法人知床財団発表資料】

公益財団法人知床財団より資料 1-4 について説明

(大井委員)

- 今回、餌資源の調査の結果から、大量出沒がある程度予想されていたという話であったが、大量出沒の発生に向けた何か特別な事前対策をしたのであれば教えてもらいたい。
- (知床財団)
- 餌資源の調査結果から秋に大量出沒が発生しそうな予見は出来ていたが、結果的には事前に十分な対策は講じられておらず、出沒時の対応が中心となった。大量出沒が予測される年にどのような事前対策を講じるかは今後の課題である。

【資料 1-5 NPO 法人ピッキオ発表資料】

NPO 法人ピッキオより資料 1-5 について説明

(横山委員)

- 捕獲した個体の放獣など危険を伴う技術的にも大変な作業も多々あると思う。長年軽井沢でこれらの対応を継続的に実施できているのは非常に素晴らしい事例だと思うが、職員の育成や意識醸成などの体制はどのようにして維持・継続しているのか。

(NPO 法人ピッキオ)

- 一つ一つの実施している作業、共存モデルの目的を理解してもらうことがまず重要である。その中で、自分たちが社会に貢献する役割を認識してもらうこと、それが主体性とモチベーションの維持につながっていく重要な部分だと考えている。

(山崎座長)

- ツキノワグマ対策の事業として、軽井沢町から 2,000 万円の事業費が出ているという話だが、おそらく業務量などを考えると十分な人員配置は難しそうに思える。現在、ピッキオで行っているツキノワグマの保護管理事業では、軽井沢市の中でどの程度の面積を何人程度で対応しているのか。

(NPO 法人ピッキオ)

- 保護管理に従事するスタッフは 6 人で、軽井沢町全域をカバーしている。夏は、長野県東信地域の事業としては錯誤捕獲への対応も実施している。人件費等を含め 3,000 万円程度は必要で、不足分は自主事業で実施しているエコツアー等の売上げで補填している。

【資料 2 クマ類による被害防止に向けた論点整理について】

環境省より資料2について説明

1. クマ類の生息・被害状況等、2. クマ類の出没要因に関する意見

(山崎委員)

- ツキノワグマの出没要因に、今年度の秋田県では夏期に熟していない果実等への被害があり夏期の餌資源の不足が原因と書いてあるが、これは断定しても良いのか。

(近藤委員)

- 普段は見られない、熟していない果実等への食害があったのは事実である。ただし、モニタリングで定量的に比較したわけではないため推察ではある。こちらも確認だが、ヒグマの出没要因に人への警戒心が薄い個体とあるが、こちらも断定しても良いのか。

(佐藤委員)

- 森林内のみならず、人に追われる経験が低下することで警戒心の低下や人慣れが進んでいることについては、知床半島や札幌市でいくつか事例が確認されている。全ての状況が該当するわけではないが、警戒心の低い個体が出没している事例があること自体は間違いないと思う。

(横山委員)

- 近畿地方や西中国地域でも、夏の餌資源が不足する年に実の青い果実を食害することがあるため、今年度に秋田県で発生した、熟していない果実等への食害は他地域でも発生している現象である。

(山崎座長)

- 表現の適切さは検討するとして、そのような事例は発生しているということである。

(北海道農業協同組合)

- 人身被害の発生は農作業の現場でも発生しているので、可能であるなら被害の発生状況の個所に追加して欲しい。

3. 対策の方向性について

(近藤委員)

- 挙げられている3つ項目全てが重要である。加えて、人材に関する項目も追加して欲しい。捕獲従事者の確保・育成について書かれているが、捕獲だけでなく全ての対策の実施に人材確保と育成が関係している。そのため、対策の実施体制の充実に向けて人材の確保・育成は必須である。

(横山委員)

- 調査・モニタリングに基づく科学的・計画的な管理について、捕獲上限の設定のみになっているが、捕獲目標の設定も必要なのではと思う。

(小池委員)

- 人の生活圏周辺だけでなく、奥山での生息状況把握も必要な調査項目である。

(山崎座長)

- 奥山での生息数の担保が不明な場合、里地での捕獲による管理も困難となる。奥山での

調査についての必要性も強調できると良い。

(大井委員)

- 人身被害が増加する原因にブナ科堅果類の豊凶と分布拡大の2つが挙げられる。それぞれの対策の方向性が2つの原因のどれに効果があるのか明記した上で、方向性を検討した方が具体的な対策に繋がると思う。現状の対策の多くは分布拡大に対する対策に対応していると思う。事前に大量出没の予測ができたにも関わらず、事前に対策が十分できなかったという知床の事例があったことから、2つの原因を意識した対策の方向性を検討すると良い。

(佐藤委員)

- どのような対策を実施する上でも順応的管理が必要である。個体数が多いために軋轢が生じていると考えがちだが、個体数が減少したのに軋轢が生じることもある。個体数が少なくても軋轢が高い場合は対策を講じる必要があるし、個体数が多くても軋轢がなければ対策は不要である。対策の実施内容を状況に応じて考えることが前段に含まれるべきである。

(横山委員)

- 個体群の状況によって対策の方向性が変わる。例えば、捕獲数が多い地域、個体数が増加している地域、個体数管理を始めている地域、個体数が不明の地域や保全が必要な地域とそれぞれで課題が異なる。個体群の状況をカテゴリに分けて、対策を講じると良い。

(山崎座長)

- 人材育成については、項目として加えるかどうかも含めて検討して欲しい。
- 調査・モニタリングについては、地域個体群の特性に合わせた調査が重要である。

4. 被害防止に向けた行動

(小池委員)

- 北海道の話で指定管理鳥獣捕獲等事業との有害捕獲とのすみ分けという話があったが、実際クマ類を対象に事業が始まった場合どんな課題が生じると考えているのか。

(北海道農業協同組合)

- 捕獲をするという行為自体は同じであるため、有害捕獲と指定管理事業がどのように違うのかが現場に伝わりにくい。現状は有害捕獲だけで十分に対応出来ている。その中で、指定管理事業が入った場合、有害捕獲との差が分からずどの事業が動いているのか現場で混乱が生じることが危惧される。

(環境省)

- ニホンジカ・イノシシでは、有害捕獲は被害を発生させる個体の捕獲のため基本的には農地周辺での捕獲を実施し、指定管理事業は個体数の調整等の目的で有害捕獲が実施されていない農地から離れた場所等で実施するといった対応が多い。また、同一の地域であれば狩猟や有害捕獲が実施されていない期間に実施するなど、実施区域や実施期間で既存の捕獲事業とのすみ分けを行っている。クマ類が指定された場合は、ニホンジ

カ・イノシシとは捕獲の目的も異なってくるため、目的にあった個体群管理の強化を検討する必要がある。

(山崎座長)

- 指定管理事業は、市街地周辺や分布拡大地域等などの有害捕獲の入りにくい場所でスポット的に対応するような事業形態なのかもしれない。

(澤田委員)

- 指定管理鳥獣への指定は、分布も含めた管理の強化が新しい視点となる。指定管理鳥獣捕獲等事業は捕獲等事業であるため、従来の有害捕獲とは異なり、分布域の裾野や市街地周辺部で個体の侵入を未然に防ぐための捕獲実施が重要となる。運用する上で、有害捕獲と差別化を図るためには、科学的なモニタリングを実施した上で捕獲して効果検証もきちんと図ることを明確化すると良い。

(近藤委員)

- 有害捕獲を担う主体は市町村だが、指定管理捕獲は県が事業主体となる。捕獲するという行為自体は同じでも、事業の中身は異なるため、捕獲従事者に対して説明し、事業趣旨を正しく理解してもらうことが重要である。運用については、今後内容を詰めていけると良い。有害捕獲だと被害が発生することで農地周辺等は箱わなを用いた捕獲が主流となるが、指定管理事業であれば箱わなに限定せず追払い効果を狙った銃猟による捕獲事業も組み立て可能ではないか。

(山崎座長)

- シカ・イノシシの捕獲事業では猟友会が事業を担っている場合も多いが、仮に猟友会が担うとなった場合捕獲事業を請け負う側のマンパワーとして今まで以上に対応出来るという認識なのかお聞きしたい。

(大日本猟友会)

- 猟友会としては指定管理事業のように、捕獲が事業化された方が良いと考えている。有害捕獲だと市町村単位での対応が中心となるが、クマは行動圏が広く行政区を超えて移動してしまうため、県猟単位の方が管理しやすそうだ。事業であることが明確なら猟友会としては対応しやすい。

(横山委員)

- 指定管理事業では、調査計画を立て計画的に個体数を抑制することが基本的な考え方である。地域によって分布拡大の抑制を担うための計画的な捕獲となるべきである。有害捕獲はあくまでも被害防止が前提であり、個体数の管理は目的ではない。自然増加率が高い地域などは個体数の管理も必要となる。適正な個体数に向けてどのくらい捕獲が必要か等含め、指定管理事業であれば捕獲前後の生息状況モニタリングも可能である。

(山崎座長)

- クマ類の生息状況に関する詳細な情報を持っている地域も少ないため、生息状況調査に予算を当てられる点は大きい。

(大日本猟友会)

- 指定管理鳥獣になった場合は入札制度でやることになるのか。

(環境省)

- シカ・イノシシと同様に、入札による競争的な発注が基本になる。

(佐藤委員)

- 運用上の課題もある中で、市街地での出没が増加していることに対する対策が求められる。そこで、科学的な管理を実施する上での特定管理計画があるが、それにも限界があると思う。人の生活圏やその周辺部の個体数及び生息地管理をする上で、個体数や被害を指標化し、その指標が水準に達した場合に対策をするといった順応的な体制が重要である。モニタリングをしながら、柔軟に方針を転換できるように、科学委員会のような組織を都道府県におくこともセットで考えられると良い。
- 人の生活圏への出没防止について、現状の市民レベルでできる草刈り等の対策だけでは出没を防止することは厳しい。そこで、他の省庁とも連携して、人工的な構造物を建ててクマの移動経路を遮断するといった大規模な対策の実施も検討できるとよい。

(大井委員)

- 現状は体制が整っていないため、すぐに対策を実施するのは難しい。そこで、将来的な展望としての方向性、現行の体制の活用方法の2つに分けて検討できると良い。

(山崎座長)

- 分布拡大地域や個体数が増加傾向の個体群が対象になっているが、個体群が減少している地域にも着目する必要がある。管理によって個体数の減少や分布の縮小が進めば、保護に転換する時期も来る。順応的な管理が基本のため、そこが分かる記載となると良い。

【議事3 その他】

環境省より次回のスケジュールについて説明

(環境省)

- 次回の検討会で対策方針の取りまとめを予定している。本日のご意見等を踏まえ、事務局で案を作成し、各委員にご確認いただきたい。追加のご意見等があれば、事務局までご連絡をいただきたい。

(山崎座長)

- 第1回検討会を受けて、一般の方からも意見を頂いている。こういった意見も踏まえて今後の議論を進めていければと思う。

以上